

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第25-2号
7 上伊地環第31-1号
令和8年（2026年）5月28日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）	
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	リトリーブ株式会社 代表取締役 松川 寿彦 長野県飯田市三日市場 90 番地 1	
申請の区分（I）	産業廃棄物収集運搬業の新規許可	
条例第46条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市三日市場 90 番 1
	② 廃棄物の処理施設の種類の	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○収集運搬（積替保管含む。）する産業廃棄物の種類： 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○積替保管施設の面積 廃油：0.32 m ² 、廃酸：0.48 m ² 、廃アルカリ：0.48 m ² 、 廃プラスチック類：0.8 m ² 、金属くず：0.8 m ² 、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1.92 m ² ○保管上限 廃油：0.06 m ³ 、廃酸：0.1 m ³ 、廃アルカリ：0.1 m ³ 、 廃プラスチック類：1.44 m ³ 、金属くず：1.44 m ³ 、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：3.456 m ³ ○高さ上限 廃油：1 m、廃酸：1 m、廃アルカリ：1 m、廃プラスチック類：1.8m、金属くず：1.8m、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1.8m

申請の区分（Ⅱ）		特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可
条例第46条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市三日市場 90 番 1
	② 廃棄物の処理施設の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○収集運搬(積替保管含む。)する特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○積替保管施設の面積：5.76 m ² ○保管上限：10.368 m ³ ○高さ上限：1.8m
関係図書 の 縦覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和8年5月29日(金)～令和8年6月27日(土) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前9時～午後5時